

○国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則

〔平成16年5月27日〕  
法人細則第14号  
改正 平成17年法人細則第10号  
平成18年法人細則第16号  
平成23年法人細則第17号  
平成28年法人細則第17号  
平成31年法人細則第13号

国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学非常勤職員の採用等に関する規程(平成17年法人規程第21号)第5条第2項の規定に基づき、非常勤講師の選考の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 非常勤講師の選考の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則(平成17年法人規則第10号)第4条第3項に規定する年齢に達していないもの
  - ア 大学(大学共同利用機関を含む。以下この号において同じ。)の専任の教授、准教授、講師又は助教の職にある者(イにおいて「専任教員」という。)又はかつてこれらの職にあった者
  - イ 大学の専任教員と同等以上の学識又は教育経験を有する者として社会的に認められる者
- (2) 前号に規定するもののほか、高い教育効果が得られると認められる者

(選考手続)

第3条 非常勤講師の選考は、学長の付託を受けて、教育研究組織の長が当該教育研究組織の運営委員会等の議を経て行う。

第4条 教育研究組織の長は、前条の規定により非常勤講師の候補者を選考した場合は、次に掲げる書類を学長に提出する。

- (1) 任用依頼書(別記様式第1)
  - (2) 履歴書
  - (3) 非常勤講師候補者選考理由書(別記様式第2)
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号アに規定する者及び同号イに規定する者であって国の設置する研究機関(独立行政法人の研究機関を含む。)の主任研究員以上の職にあるもの又はかつてこれらの職にあったものについては、非常勤講師候補者選考理由書の提出を要しないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、非常勤講師であった者を継続して任用する場合は、履歴書及び非常勤講師候補者選考理由書の提出を省略することができる。ただし、履歴事項等に変更のあった者については、履歴書を添付するものとする。

(雑則)

第5条 この法人細則に定めるもののほか、非常勤講師の選考の基準等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この法人細則は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平17. 3. 24法人細則10号)

この法人細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平18. 4. 27法人細則16号)

この法人細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 27法人細則7号)

この法人細則は、平成19年4月1日から施行す。

附 則 (平23. 9. 29法人細則17号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 24法人細則17号)

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平31. 4. 26法人細則13号)

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第 1

年 月 日

学 長 殿

教育研究組織の長\_\_\_\_\_

非常勤講師の任用について（依頼）

このことについて、別紙のとおり任用したいのでよろしくお取り計らい願います。

※別紙は各教育組織の担当教員一覧とする。

## 非常勤講師候補者選考理由書

教育研究組織の長\_\_\_\_\_

- 1 候補者氏名
- 2 現職名
- 3 適任者であることの選考理由